

女性差別撤廃委員会 ジェンダーに基づく暴力に関するパネル

2017/11/14

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会では、ジェンダーに基づく女性に対する暴力に関する一般勧告 35 号について、パネル・ディスカッションが行われた。委員長は、第 67 会期で採択された一般勧告 35 号を説明し、一般勧告 19 号(1992 年)の内容を更新するものであり、女性に対する暴力を、女性を従属させ抑圧するために用いられる、ジェンダーに基づく女性差別の一形態として明確にみなしていると述べた。一般勧告 35 号作業部会議長は、この一般勧告は、ジェンダーに基づく女性に対する暴力を防止・撤廃する立法・行政・司法レベルでの各国の義務を定義する包括的文書であり、また被害者の保護に相当な注意を払う各国の義務、各国の政策のための具体的な指針を規定していると述べた。討議で発言者は、国内避難民や LGBTI の女性が暴力にさらされやすいこと、女性の権利に関する国内機関に十分な資金がないことを取り上げた。